

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前											
<p>(条例第二条第一項第一号イの規則で定める区域)</p> <p>第二条 条例第二条第一項第一号イの規則で定める区域は、別表第一に掲げる区域ごとに知事が指定した区域とする。</p> <p>2  知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、次に掲げる事項を県報に登載して公示するものとする。</p> <p>一  区域の位置を示す区域図</p> <p>二  区域の指定年月日</p> <p>3  前項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。</p> <p>第五条 削除</p>	<p>(条例第二条第一項第一号イの規則で定める距離)</p> <p>第二条 条例第二条第一項第一号イの規則で定める距離は、別表第一の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める距離とする。</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>府中市</td> <td rowspan="3">区域</td> </tr> <tr> <td>府中町</td> </tr> <tr> <td>熊野町</td> </tr> </table>	府中市	区域	府中町	熊野町	<p>(条例第二条第一項第二号ロの規則で定める道路幅員又は道路及び道路の境界からの距離)</p> <p>第五条 条例第二条第一項第二号ロの規則で定める道路若しくは農道等の幅員又は地域の実情を考慮して指定する道路若しくは農道等及びこれらの道路又は農道等の境界からの規則で定める距離は、別表第四の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員、同表の第三欄に定める道路又は農道等及び同表の第四欄に定める距離とする。</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>府中市</td> <td>市街化区域との境界からの距離</td> </tr> <tr> <td>安芸郡府中町</td> <td>一キロメートル</td> </tr> <tr> <td>安芸郡熊野町</td> <td>一キロメートル</td> </tr> </table>	府中市	市街化区域との境界からの距離	安芸郡府中町	一キロメートル	安芸郡熊野町	一キロメートル
府中市	区域												
府中町													
熊野町													
府中市	市街化区域との境界からの距離												
安芸郡府中町	一キロメートル												
安芸郡熊野町	一キロメートル												

別表第四 削除

町

別表第四(第五条関係)

区域	府中市	道路又は農道等の幅員	地域の実情を考慮して指定する道路又は農道の等	道路又は農道等の境界からの距離
	一・二メートル		一般国道四八六号 府中線 松永線 府中線 山府中線	五〇メートル

別表第五(第六条関係)

別表第五(第六条関係)

府中市	区域	用途	用途
	条第二項 条第一項 第一号の区域	条第二項 条第一項 第二号イの区域	条第二項 条第一項 第二号ロの区域
条第三号 から第三号までの用途	条第三号 から第一号までの用途		

府中市	区域	用途	用途
	条第二項 条第一項 第一号の区域	条第二項 条第一項 第二号イの区域	条第二項 条第一項 第二号ロの区域
条第三号 から第三号までの用途	条第三号 から第一号までの用途	条第三号 から第一号までの用途	条第三号 から第四号までの用途

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則第二条、第五条、別表第一、別表第四及び別表第五の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可の申請から適用し、この規則の施行の日前にされた許可の申請で、この規則の施行の際現に許可又は不許可の処分がされていないものの許可の基準については、なお従前の例による。